

飼料添加物「リン酸タイロシン」は 平成31年5月1日以降、使用禁止です！！

リン酸タイロシンは抗菌剤で、飼料添加物として飼料に含まれている場合があります。リン酸タイロシンを飼料として常用すると、リン酸タイロシンに対して抵抗性を持つ菌（耐性菌）が増えることが懸念されます。

耐性菌が増えると、家畜や人の治療など真に必要な場合に効果が期待できなくなるため、使用禁止となります。

◆農場に、含有する飼料が残らないよう、
適切に**廃棄**しましょう。

表示票

含有する飼料添加物の名称及び量

リン酸タイロシン 〇gカ価/トン

ビタミンA、ビタミンD₃、ビタミンE、ビタミンB₁、
ビタミンB₂、ビタミンB₆、……………

原材料名 等

原材料の区分	配合割合	原材料名
動物質性飼料	72%	脱脂粉乳、……………
その他	28%	植物性油脂、トレハロース、……………

重要です！

確認してください

表示票は、飼料袋に記載
あるいは、
伝票に添付されています。

◎平成31年5月1日以降、リン酸タイロシンを飼料添加物として含有する飼料は対象家畜に給与できなくなります。給与すると、飼料安全法違反。

東濃家畜保健衛生所

TEL0573-26-1111(内394) FAX0573-25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp